

東洋大学高等教育推進センター規程

平成 20 年 12 月 1 日

施行

平成 27 年 4 月 20 日

改正

平成 29 年 4 月 1 日

改正

平成 30 年 4 月 1 日

改正

(設置)

第 1 条 東洋大学（以下「本学」という。）は、東洋大学学則第 3 条の 3 及び東洋大学大学院学則第 1 条の 3 に基づき、「東洋大学高等教育推進センター」（以下「高等教育推進センター」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 高等教育推進センターは、本学の教育活動の継続的な改善、改革を組織的に推進、支援することを目的とする。

(事業)

第 3 条 高等教育推進センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育内容及び方法改善のための調査、研究及び支援
- (2) FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）の研究会、研修会、講演会等の企画、実施及び支援
- (3) 国内外の高等教育の動向に係る調査、研究及び情報提供
- (4) 新たな教育形態及び教育プログラム等の研究、開発
- (5) 各学部、研究科での教育活動の改善、改革の情報交換、調整及び支援
- (6) その他高等教育推進センターの目的達成に必要な事項

(センター長)

第 4 条 高等教育推進センターに、センター長を置く。

2 センター長は、高等教育推進センターの業務を統括し、高等教育推進センターを代表する。

3 センター長は、学長が指名する副学長とし、理事長が任命する。

4 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、副学長の在任期間内とする。

(副センター長)

第 5 条 高等教育推進センターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、本学の専任教員のうちから、センター長の推薦を経て、学長が指名し、理事長が任命する。

3 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けた場合は、センター長の職務を代理し、又は代行する。

4 副センター長の任期は、センター長の任期満了とともに終了する。ただし、再任を妨げない。

(センター員)

第6条 高等教育推進センターに、第3条に掲げる事業を推進するために、センター員を置くことができる。

2 センター員は、学内外の専門的な知識を有する者とし、センター長の推薦を経て、学長が指名し、理事長が任命する。

(高等教育推進委員会)

第7条 高等教育推進センターに、高等教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター長、副センター長

(2) 各学部から推薦された専任教員 各1名

(3) 各研究科から推薦された専任教員 各1名

(4) 教務部長

(5) 教務部事務部長

(6) 高等教育推進支援室長

(7) センター員

(8) 学長が推薦する本学専任教職員 若干名

3 前項第2号、第3号及び第8号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、任期の途中で委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

第8条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第3条に掲げる事業に関する重要事項

(2) 学長から諮問された事項

(3) その他高等教育推進センターに関する重要事項

2 推進委員会はセンター長が招集し、その議長となる。

3 推進委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

4 推進委員会の議決に当たっては、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、センター長が決する。

5 推進委員会は、必要に応じ、委員以外の者（学外者を含む。）を推進委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(部会)

第9条 高等教育推進センターに、第3条に掲げる事業を推進するために、部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、推進委員のうちから推進委員会の議を経てセンター長が指名する。

3 部会の構成員は、推進委員のうちから部会長の意見を聴いてセンター長が指名する。

4 センター長が部会長と協議し、必要に応じ、推進委員以外の者を部会に加えることができる。

5 その他部会に必要な事項は、別に定める。

(学生FDチーム)

第10条 センター長のもとに、学生FDチームを置くことができる。

2 学生FDチームは、センター長のもとで、FD活動を行う。

3 学生FDチームは、本学の学部又は研究科に在籍する学生で、FD活動への参加を希望する者の中から、センター長が任命する。

(細則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、推進委員会の意見を聴いて学長が定める。

(事務の所管)

第12条 高等教育推進センターの事務は、高等教育推進支援室の所管とする。

(改正)

第13条 この規程の改正は、学長が推進委員会及び各学部教授会の意見を聴いて行う。

附 則

1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

2 この規程施行の際、改正後の第6条第2項第2号、第3号、第4号及び第6号の委員は、現に「東洋大学FD委員会規程」により選出された委員をもって充てる。ただし、任期は、平成21年3月31日までとする。

3 東洋大学FD委員会規程(平成19年規程第8号)は、廃止する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。